



省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金

中小企業者等支援

草津市では、ゼロカーボンシティの実現に向けて、市内事業者における省エネのさらなる取組を促進するため、省エネルギー設備・再生可能エネルギー設備の導入に要する費用の一部を補助します。

申請受付期間 令和7年6月1日(日)～令和8年3月31日(火)

留意事項

補助金を申請するにあたり、次の手続きが必要です。

- ・愛する地球のために約束する協定の締結
- ・省エネ診断の受診

裏面に
協定の御案内

(ただし、再エネ等設備のうちファイナンスリースまたはオンラインPPAの方は必要ありません)

補助対象者

中小企業者等であって草津市内に事業所等を有する事業者

補助対象経費

「令和7年度滋賀県産業支援プラザ省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金（滋賀県補助金）」の交付を受けた次の設備の導入経費

省エネ設備

- ・照明のLED化
- ・空調設備の更新
- ・給湯設備の更新 等

再エネ等設備

- ・太陽光発電設備の設置
- ・蓄電池の設置 等

補助金額

補助対象経費の1/3以内（千円未満切り捨て）

※再エネ等設備に限り、指定避難所等については、

補助対象経費の1/2以内（千円未満切り捨て）

県補助金と
同額上乗せ補助

交付要綱

申請方法や補助対象となる事業者・設備の条件など、詳細について、市ホームページ掲載の交付要綱を御確認ください。



<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/kankyo/ondanka/hojokin-syoenesaiene.html>

お問い合わせ先

草津市役所 環境経済部 温暖化対策室
〒525-8588 草津市草津三丁目13-30
TEL: 077-561-6581

滋賀県補助金に関するお問い合わせはコチラ

公益財団法人
滋賀県産業支援プラザ CO2ネットゼロ支援課
〒520-0806 大津市打出浜2-1 コラボしが21 2階
TEL: 077-511-1424

再エネ促進区域における優遇措置

地球温暖化対策推進法に基づき、**再エネ促進区域**（太陽光発電などの再生可能エネルギーを積極的に導入していくところ）で行われる地域脱炭素化促進事業に対して、行政による様々な優遇措置を受けることができます。

滋賀県の優遇措置

促進区域内再エネ促進事業補助金

再エネ促進区域内で太陽光発電や蓄電池を導入する場合に、「省エネ・再エネ設備等導入加速化補助金」の補助金の上限額が優遇されます。



対象設備および補助金の額

補助対象設備	補助金の額	
	補助単価	上限額
太陽光発電設備	5万円/kW	500万円
太陽光発電設備+蓄電池	○太陽光発電設備：5万円/kW ○蓄電池：蓄電池価格(円/kWh)と下記価格(※)のいずれか低い額×1/3 ※家庭用(4,800Ah・セル未満)：15.5万円/kWh 業務用(4,800Ah・セル以上)：19.0万円/kWh	500万円

補助対象者 次のいずれかに該当する者

- (1)滋賀県内の促進区域内に事業所を有する法人（国および地方公共団体ならびに国または地方公共団体が出資する法人または団体を除く。）または個人事業者
- (2)ファイナンスリースにより(1)に太陽光発電設備等を設置するリース事業者
- (3)オンラインPPAにより(1)に太陽光発電設備等を設置するPPA事業者

草津市の促進区域

促進区域となるには、協定締結が必要

草津市は、再エネ促進区域を次のとおり定めています。

草津市再エネ促進区域
(再エネを積極的に導入していくところ)

草津市と「愛する地球のために約束する協定」を締結し、市と共に地球温暖化対策を進めていく市内事業者・団体の施設で、**太陽光発電設備**が設置可能な建築物の屋根、屋上及び敷地等。など

※詳細は、草津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を御参照ください。

協定の締結

再エネ促進事業の優遇措置を受けるために 市と協定を締結する方法

締結
無料

草津市と協定を締結する流れは、下記のとおりです。

協定締結の流れ

- 1.取組項目の決定
（取組の一例）
身近に出来ることから始めましょう！
- 省エネタイプの機器へ買い替え
 - 太陽光発電などの導入
 - グリーン購入
 - 自転車通勤の推進
 - 節水、雨水利用などの工夫

- 2.「取組計画書（兼）報告書」の提出
- 市のHPからダウンロードし、必要事項を記入します。
 - 草津市温暖化対策室に提出します。

- 3.「協定証」を受け取る
- 市から「協定証」が発行されると、事業所の取組内容を市のイベントやHPで紹介します。
 - 締結後は取組実績を報告します。

協定締結により、自社の施設が再エネ促進区域となり、補助金等の優遇措置を受けられるだけでなく、「草津市気候非常事態（ゼロカーボンシティ）宣言」への賛同を示しつつ、自社の脱炭素取組をアピールすることもできます。

協定の詳細は、
市ホームページを
御確認ください



お問い合わせ先

草津市役所 環境経済部 温暖化対策室
〒525-8588 草津市草津三丁目13-30
TEL: 077-561-6581